~生活保護に関してお困りの方へ~

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一个生活保護 ホットライン

相談料

生活に困っている方々の相談をお受けし、 生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、 全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談をお寄せください。
- ・生活保護基準の最高裁判決が出たことによって、どう変わりますか。
- ・物価高で、今の保護費では生活できない。
- 申請書がもらえない。
- ・次の理由により申請が受け付けられない。 住所不定(ホームレス)、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、 持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、 別の制度(生活困窮者自立支援制度)が利用できる等
- ・ 役所(福祉事務所)から次のように言われた。 「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」
- ・ 保護費を"天引き"されている。
- 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施する弁護士会では、電話代もかかりません

00 20-158-794 2025年11月26日 10:00~20:00

- ※熊本県弁護士会は10:00~16:00までの実施です。16:00以降は、他の弁護士会に電話が繋がります。 (実施案内は日弁連ウェブサイトに掲載しています。)
- ※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。 また、16時以降は、電話がつながりにくくなることが見込まれますので、早めの御電話をおすすめします。